

育児・介護休業法に基づく男性労働者の育児休業取得率等の公表

対象年度：令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

男性労働者の育児休業等と 育児目的休暇の取得割合	500 %
-----------------------------	-------

※育児目的休暇とは、小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度

以上